

横浜市の補助金で 地域の防犯カメラを設置しませんか



日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援し、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的として防犯カメラの設置費の補助を行います。

補助制度の概要

◎補助対象となる団体

自治会町内会、地区連合町内会

◎補助対象防犯カメラ

公共空間を撮影する固定設置の防犯カメラ、機能強化に係る設置機器の更新をする防犯カメラ

※対象外：の敷地内等、主に私有地を撮影するもの。ごみ集積所のみを撮影する等、防犯を目的としないもの。

◎補助率

対象費用の10分の9
(上限28万円/1台)

◎補助対象経費

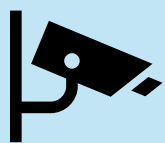
防犯カメラの機器購入費、当該カメラの設置工事に係る費用

◎申請期限

7月31日締切※必着

申請までのおおまかな流れ

STEP 1



防犯カメラ設置場所等を決め、見積をとって予算をたてる

撮影の目的などに応じてカメラに必要な性能等が異なるため、事前に複数の専門業者に相談し、見積をとることをお勧めします。「よくあるご質問」①・②参照
※防犯カメラの設置場所が決まりましたら、戸部警察署生活安全課にご相談ください。

STEP 2



設置場所ごとに必要な事前協議を行う

設置場所により必要な事前協議を行ってください(西土木事務所、土地の所有者、東電、NTT等)。審査及び設置許可には1か月程度時間がかかることもありますので、お早めにご相談ください。

裏面に続く

STEP 3



自治会の合意・地域との同意と運用基準の作成

団体の総会等で合意を得たのち、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう運用基準(作成例あり)を作成してください。あわせて、カメラ設置場所の近隣住民にも周知・説明を行い、理解を得るようにしてください。(「よくあるご質問」③・④・⑤参照)。

STEP 4



申請書の提出

必要書類を添付して、西区役所地域振興課または電子申請にて申請書を提出してください。

※補助金の交付・不交付決定は10月上旬を予定しています。

※設置工事は交付決定後に開始してください。

※補助金交付は防犯カメラの設置の実績報告を受けた後です。

よくあるご質問

① [どんなカメラを設置したらいい?]

公益社団法人日本防犯設備協会が定める「優良防犯機器認定基準(RBSS 基準)」に適合した製品を推奨します。

【防犯カメラの選定・設置相談先】

※訪問時はあらかじめお電話をお願いします

・神奈川県電機商業組合

(TEL:741-3041)

・神奈川県防犯セキュリティ協会

(TEL:263-8497)

② [どこの業者さんに相談したらいい?]

横浜市のウェブサイトにて市内自治会が過去に利用した業者一覧を掲載していますので、参考にしてください。

③ [自治会内での合意の取り方は?]

実際に設置した自治会の例をご紹介します。

例① 総会で承認を得る

例② 役員会で承認を得たあと、定例会で説明

④ [カメラ設置場所の近隣住民への同意の取り方は?]

実際に設置した自治会の例をご紹介します。

例① 戸別訪問して同意を得る

例② ポスティングし、意見があれば出してもらう

例③ 集合住宅の場合、敷地内の掲示板に掲示し、意見があれば出してもらう

⑤ [運用基準の策定が難しい…]

横浜市ウェブサイトから作成例(任意様式(地域防犯カメラ運用基準))をダウンロードしていただけます。また地域振興課窓口でお渡しすること出来ます。

上記以外にも自治会町内会からお寄せいただく質問とその回答を横浜市ウェブサイトに掲載しています。

横浜市 地域防犯カメラ設置補助金

検索



防犯カメラに関する「申請の手引き」は地域振興課で配布または横浜市のウェブサイトからご覧いただけます。

なお、予算の範囲内で交付決定を行うため、

・申請いただいても補助されない場合があります。

・複数台数を申請された場合、交付台数が一部のみとなる場合があります。

お問合せ先 西区地域振興課(防犯担当) 電話 045-320-8391

E-mail ni-chiikishinko@city.yokohama.lg.jp